

### 第3 令和3年度に適用された税率等に関する調

---

1 令和3年度に適用された税率等に関する調

---

## 1 令和3年度に適用された税率等に関する調

税目	課税標準	税率	納期	備考
県民税	1個人 (1) 均等割	(1) 1,500円(2,000円)		賦課徴収は市町村民税の賦課徴収と併せて行うため、市町村民税の納期と同じ。
	(2) 所得割 (前年の所得)	(2) 一律 4 %		平成20～令和5年度については、「森林環境保全税」500円を加算した( )内の額を税率とする。 平成26～令和5年度までの間、防災・減災施策の財源とするため、均等割額が500円引き上げられている。
	2法人 (1) 均等割	(1) 資本金等の額が1000万円以下の法人、公益法人等 20,000円(21,000円) 資本金等の額が1000万円を越え1億円以下の法人 50,000円(52,500円) 資本金等の額が1億円を越え10億円以下の法人 130,000円(136,500円) 資本金等の額が10億円を越え50億円以下の法人 540,000円(567,000円) 資本金等の額が50億円を越える法人 800,000円(840,000円)	法人税の納期と同じ。ただし、収益事業を行わない法人等は4月30日(均等割)	平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度等については、「森林環境保全税」5%を加算した( )内の額を税率とする。
	(2) 法人税割 法人税額	(2) 資本金若しくは出資金 1億円超又は法人税額 1,000万円超の法人 1.8%(4.0%) その他の法人 1.0%(3.2%)		令和元年9月30日までに開始する事業年度については( )内の税率とする。
	3利子割 支払いを受けるべき利子等の額	5 %	毎月分を翌月10日まで	金融機関等が利子等の支払いの際、特別徴収する。
	4配当割 支払いを受けるべき特定配当等の額	5 %	毎月分を翌月10日まで (源泉徴収選択口座内で受け入れる特定配当等については、翌年の1月10日まで)	株式会社等が特定配当等の支払いの際、特別徴収する。
	5株式等譲渡所得割 支払いを受けるべき上場株式等の譲渡益の額	5 %	1年分を翌年の1月10日まで	証券会社等が上場株式等の譲渡益の支払いの際、特別徴収する。
	6事業税			
	1個人 (1) 第1種事業の所得 (2) 第2種事業の所得 (3) 第3種事業の所得 (4) 第3種事業のうち あん摩・はり・きゅう等 の事業の所得	(1) 5% (2) 4% (3) 5% (4) 3%	第1期 8月1日から 8月31日まで 第2期 11月1日から 11月30日まで	課税標準となる所得から事業主控除として、年290万円を控除する。

税目	課税標準	税率	納期	備考
事業税	2 法人 (1) 付加価値割 付加価値額 (収益配分額(報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料の合計額)と単年度損益との合計額)  (2) 資本割 資本金等の額  (3) 所得割 所得又は清算所得	(1) ア 付加価値額の 1.2% イ 付加価値額の 0.37%  (2) ア 資本金等の額の 0.5% イ 資本金等の額の 0.15%  (3) 資本金が1億円以下の普通法人  年400万円以下の所得 3.5% (3.4%) 年400万円を超える所得 5.3% (5.1%) 年800万円以下の所得 7.0% (6.7%)  ただし、3以上の都道府県に事務所等を有する法人で、資本金又は出資金が1,000万円以上の法人の所得及び清算所得 7.0% (6.7%)  資本金が1億円超の普通法人  年400万円以下の所得 0.4% (0.3%) 年400万円を超える所得 0.7% (0.5%) 年800万円を超える所得 1.0% (0.7%)  ただし、3以上の都道府県に事務所等を有する法人で、資本金又は出資金が1,000万円以上の法人の所得及び清算所得 1.0% (0.7%)  法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人 令和2年4月1日以後に開始する事業年度の所得金額の1.85%  特別法人 年400万円以下の所得 3.5% (3.4%) 年400万円を超える所得 及び清算所得 4.9% (4.6%)  ただし、3以上の都道府県に事務所等を有する法人で、資本金又は出資金が1,000万円以上の法人の所得及び清算所得 4.9% (4.6%)  (4) 収入割 収入金額	確定申告納付 事業年度終了の日から2月以内  中間申告納付 事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内  清算法人 平成22年9月30日以前の解散清算中に事業年度が終了した場合 事業年度終了の日から2月以内 残余財産の一部を分配した場合 分配の日の前日まで 残余財産が確定した場合 残余財産確定の日から1月以内 (残余財産の最後の分配が行われる場合は、その行われる日の前日まで) 平成22年10月1日以後の解散清算中に事業年度が終了した場合 事業年度終了の日から2月以内 残余財産が確定した場合 事業年度終了の日から1月以内 (残余財産の最後の分配が行われる場合は、その行われる日の前日まで)	(1)ア、(2)アは法第72条の2第一項第一号イに掲げる法人に適用。 (1)イ、(2)イは法第72条の2第一項第三号イに掲げる法人に適用。 ※上記は令和2年4月以降に開始する事業年度から適用。 ※令和元年9月30日までに開始する事業年度については、( )内の税率とする。  平成20年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度については、法人事業税と併せて地方法人特別税(国税)を申告し、納める必要がある。 (税率) ・資本金1億円以下の普通法人 特別法人、公益法人等 法人事業税所得割額の43.2% ・資本金1億円超の普通法人 法人事業税所得割額の414.2% ・電気・ガス供給業、保険業 法人事業税收入割額の43.2%  令和元年度10月1日以降に開始する事業年度については、法人事業税と併せて特別法人事業税(国税)を申告し、収める必要がある。 (税率) ・資本金1億円以下の普通法人 法人事業税所得割の37.0% ・資本金1億円以下の特別法人 法人事業税所得割の34.5% ・資本金1億円超の普通法人 法人事業税所得割額の260.0% ・電気・ガス供給業、保険業 法人事業税收入割額の30.0%  (4)アについては、法第72条の2第1項第2号に掲げる法人に適用。 (4)イについては、法第72条の2第1項第3号に掲げる法人の令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用。令和2年3月までに開始する事業年度については1.0%。

税目	課税標準	税率	納期	備考
地方消費税	国に納める消費税額	消費税(国税)額の [～令和元年9月]63分の17 [令和元年10月～]78分の22	消費税の納期と同じ	消費税と合わせて国に申告し納める。
不動産取得税	取得した土地又は家屋の価格	4 % 【特例措置】 ①住宅 令和6年3月31日までに取得した場合 3 % ②土地 令和6年3月31日までの間に取得した場合 3 %	納稅通知書に定める日	ア 一定の要件を満たす住宅を建築した場合は1戸につき1,200万円を価格から控除する。 イ 免税点 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円
県たばこ税	売渡し等に係る製造たばこの本数	平成30年10月1日売渡し分から 1,000本につき930円 令和2年10月1日売渡し分から 1,000本につき1,000円 令和3年10月1日売渡し分から 1,000本につき1,070円	毎月分を翌月末日まで	旧3級品銘柄(わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット等)の税率については、令和元年10月1日以降一般品の税率と同じ。
ゴルフ場利用税	(課税方式) 定額課税	1人1日につき 300円～1,200円	毎月分を翌月15日まで	

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車	1 乗用車 (1) 営業用	1 (1) 年額(円) 通常重課 最大軽課 最小軽課 7,500 8,600 2,000 4,000	5月1日 ～31日	賦課期日(4月1日)の翌日から翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、登録等の申請の際、証紙徴収の方法により徴収する。
	総排気量が 1リットル以下	8,500 9,700 2,500 4,500		
	" 1リットルを超える 1. 5リットル以下	9,500 10,900 2,500 5,000		
	" 1. 5リットルを超える 2リットル以下	13,800 15,800 3,500 7,000		
	" 2リットルを超える 2. 5リットル以下	15,700 18,000 4,000 8,000		
	" 2. 5リットルを超える 3リットル以下	17,900 20,500 4,500 9,000		
	" 3リットルを超える 3. 5リットル以下	20,500 23,500 5,500 10,500		
	" 3. 5リットルを超える 4リットル以下	23,600 27,100 6,000 12,000		
	" 4リットルを超える 4. 5リットル以下	27,200 31,200 7,000 14,000		
	" 4. 5リットルを超える 6リットル以下	40,700 46,800 10,500 20,500		
	" 6リットルを超えるもの			
	(2) 自家用	(2) 年額(円) 通常重課 最大軽課 最小軽課 25,000 - 6,500 12,500		電気自動車等 営業用 通常 7,500円 最大軽課 2,000円 最小軽課 4,000円
種別割	総排気量が 1リットル以下	30,500 - 8,000 15,500		
	" 1リットルを超える 1. 5リットル以下	36,000 - 9,000 18,000		
	" 1. 5リットルを超える 2リットル以下	43,500 - 11,000 22,000		
	" 2リットルを超える 2. 5リットル以下	50,000 - 12,500 25,000		
	" 2. 5リットルを超える 3リットル以下	57,000 - 14,500 28,500		
	" 3リットルを超える 3. 5リットル以下	65,500 - 16,500 33,000		
	" 3. 5リットルを超える 4リットル以下	75,500 - 19,000 38,000		
	" 4リットルを超える 4. 5リットル以下	87,000 - 22,000 43,500		
	" 4. 5リットルを超える 6リットル以下	110,000 - 27,500 55,000		
	" 6リットルを超えるもの			

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車税	2 トラック (1) 営業用 ア 最大積載量が 1トン以下 〃 1トンを超 2トン以下 〃 2トンを超 3トン以下 〃 3トンを超 4トン以下 〃 4トンを超 5トン以下 〃 5トンを超 6トン以下 〃 6トンを超 7トン以下 〃 7トンを超 8トン以下 〃 8トンを超えるもの	2 (1) 年額(円) ア 通 常 重 課 最大軽課 最小軽課 6,500 7,100 2,000 3,500 9,000 9,900 2,500 4,500 12,000 13,200 3,000 6,000 15,000 16,500 4,000 7,500 18,500 20,300 5,000 9,500 22,000 24,200 5,500 11,000 25,500 28,000 6,500 13,000 29,500 32,400 7,500 15,000  通常:29,500円に最大積載量が8トンを超える部 分1トンまでごとに4,700円を加算した額 重課:32,400円に最大積載量が8トンを超える部 分1トンまでごとに5,100円を加算した額 最大軽課:7,500円に最大積載量が8トンを超 える部分1トンまでごとに1,200円を加算した額 最小軽課:15,000円に最大積載量が8トンを超 える部分1トンまでごとに2,400円を加算した額	5月1日 ～31日	総容積が1リッターミリを超えるロータリーエンジンを備え乗車定員 が4人以上のもの  通 常 12,800円 重 課 14,000円 最大軽課 3,500円 最小軽課 6,500円  小型自動車に属するけん引 車 通 常 7,500円 重 課 8,200円 最大軽課 2,000円 最小軽課 4,000円  普通自動車に属するけん引 車 通 常 15,100円 重 課 16,600円 最大軽課 4,000円 最小軽課 8,000円
種別割	イ 総排気量が 1リットル以下 〃 1リットルを超 1. 5リットル以下 〃 1. 5リットルを超える もの 電気自動車又は 水素自動車	イ 上記自動車のうち最大乗車定員が4人以上で あるものの税率は、当該額に次に掲げる区分に 応じそれぞれに定める額を加算した額とする  通 常 重 課 最大軽課 最小軽課 3,700 4,100 1,000 1,800 4,700 5,200 1,200 2,300 6,300 6,900 1,600 3,200  通 常 重 課 最大軽課 最小軽課 3,700 - 1,000 1,800		小型自動車に属する被けん引 車 年額 3,900円 普通自動車に属する被けん引 車 最大積載量が8トン以下の もの 年額 7,500円 最大積載量が8トンを超 えるもの 年額7,500円に最大 積載量が8トンを超 える1トンまでごとに 3,800円を加算した 額

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車	(2) 自家用 ア 最大積載量が 1トン以下 〃 1トンを超える 2トン以下 〃 2トンを超える 3トン以下 〃 3トンを超える 4トン以下 〃 4トンを超える 5トン以下 〃 5トンを超える 6トン以下 〃 6トンを超える 7トン以下 〃 7トンを超える 8トン以下 〃 8トンを超えるもの	(2) 年額(円) ア 通常 重課 最大軽課 最小軽課 8,000 8,800 2,000 4,000 11,500 12,600 3,000 6,000 16,000 17,600 4,000 8,000 20,500 22,500 5,500 10,500 25,500 28,000 6,500 13,000 30,000 33,000 7,500 15,000 35,000 38,500 9,000 17,500 40,500 44,500 10,500 20,500 通常:40,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額 重課:44,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,900円を加算した額 最大軽課:10,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,600円を加算した額 最小軽課:20,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額	5月1日 ～31日	総容積が1リットル以下のロータリーエンジンを備えたもの 通常 14,300円 重課 15,700円 最大軽課 4,000円 最小軽課 7,500円  総容積が1リットルを超えるロータリーエンジンを備えたもの 通常 16,000円 重課 17,600円 最大軽課 4,000円 最小軽課 8,000円  小型自動車に属するけん引車 通常 10,200円 重課 11,200円 最大軽課 3,000円 最小軽課 5,500円  普通自動車に属するけん引車 通常 20,600円 重課 22,600円 最大軽課 5,500円 最小軽課 10,500円  小型自動車に属する被けん引車 年額5,300円 普通自動車に属する被けん引車 最大積載量が8トン以下のもの 年額10,200円 最大積載量が8トンを超えるもの 年額10,200円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算した額
種別割	イ 総排気量が 1リットル以下 〃 1リットルを超える 1. 5リットル以下 〃 1. 5リットルを超えるもの	通常 重課 最大軽課 最小軽課 5,200 5,700 1,300 2,600 6,300 6,900 1,600 3,200 8,000 8,800 2,000 4,000		
	電気自動車又は 水素自動車	通常 重課 最大軽課 最小軽課 5,200 - 1,300 2,600		

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車税	3 バス (1) 営業用 ア 一般乗用用のもの 乗車定員が 30人以下 〃 30人を超えて 40人以下 〃 40人を超えて 50人以下 〃 50人を超えて 60人以下 〃 60人を超えて 70人以下 〃 70人を超えて 80人以下 〃 80人を超える もの  イ 一般乗用用のもの 以外 乗車定員が 30人以下 〃 30人を超えて 40人以下 〃 40人を超えて 50人以下 〃 50人を超えて 60人以下 〃 60人を超えて 70人以下 〃 70人を超えて 80人以下 〃 80人を超える もの	3 (1) 年額(円) ア 通 常 重 課 最大軽課 最小軽課 12,000 - 3,000 6,000 14,500 - 4,000 7,500 17,500 - 4,500 9,000 20,000 - 5,000 10,000 22,500 - 6,000 11,500 25,500 - 6,500 13,000 29,000 - 7,500 14,500  イ 年額(円) 通 常 重 課 最大軽課 最小軽課 26,500 29,100 7,000 13,500 32,000 35,200 8,000 16,000 38,000 41,800 9,500 19,000 44,000 48,400 11,000 22,000 50,500 55,500 13,000 25,500 57,000 62,700 14,500 28,500 64,000 70,400 16,000 32,000	5月1日 ～31日	
種別割	(2) 自家用 ア (2)のイに掲げるもの 以外 乗車定員が 30人以下 〃 30人を超えて 40人以下 〃 40人を超えて 50人以下 〃 50人を超えて 60人以下 〃 60人を超えて 70人以下 〃 70人を超えて 80人以下 〃 80人を超える もの  イ 学校教育法第1条に 規定する学校又は就 学前の子どもに関する 教育、保育等の総 合的な提供の推進に 関する法律第2条第 7項に規定する幼保 連携型認定こども園 が所有し、かつ専ら その学生、生徒、児 童又は幼児の通学 の用に用いるもの	(2) 年額(円) 通 常 重 課 最大軽課 最小軽課 33,000 36,300 8,500 16,500 41,000 45,100 10,500 20,500 49,000 53,900 12,500 24,500 57,000 62,700 14,500 28,500 65,500 72,000 16,500 33,000 74,000 81,400 18,500 37,000 83,000 91,300 21,000 41,500  イ (1)のアに掲げる額		

税目	課税標準	税率	納期	備考																																																																
自 動 車 稅 種 別 割	<p>4 特種用途自動車            (1) 営業用            ア 靈きゅう車            乗車定員が            3人以下            ハ 4人以上</p> <p>イ その他            最大積載量の定め            のないもの又は最            大積載量が1トン            以下のもの            車両重量が            2トン以下            ハ 2トンを超える            4トン以下            ハ 4トンを超える            6トン以下            ハ 6トンを超える            8トン以下            ハ 8トンを超える            10トン以下            ハ 10トンを超える            12トン以下            ハ 12トンを超える            14トン以下            ハ 14トンを超える            16トン以下            ハ 16トンを超えるもの</p> <p>最大積載量が1トン            を超えるもの</p> <p>三輪の小型自動車            に属するもの</p> <p>(2) 自家用            ア 教習車            乗用車に類するもの            トラックに類するもの            バスに類するもの</p> <p>イ キャンピング・トレーラー            普通自動車に属す            るもの            四輪以上の小型自            動車に属するもの</p>	<p>4 (1) 年額(円)</p> <table> <tr> <td>ア 通 常 重 課</td> <td>最大軽課</td> <td>最小軽課</td> </tr> <tr> <td>6,500</td> <td>7,400</td> <td>2,000</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>12,000</td> <td>13,800</td> <td>3,000</td> <td>6,000</td> </tr> </table> <p>イ 年額(円)</p> <table> <tr> <td>通 常 重 課</td> <td>最大軽課</td> <td>最小軽課</td> </tr> <tr> <td>6,500</td> <td>7,100</td> <td>2,000</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>9,000</td> <td>9,900</td> <td>2,500</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>12,000</td> <td>13,200</td> <td>3,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>15,000</td> <td>16,500</td> <td>4,000</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>18,500</td> <td>20,300</td> <td>5,000</td> <td>9,500</td> </tr> <tr> <td>22,000</td> <td>24,200</td> <td>5,500</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>25,500</td> <td>28,000</td> <td>6,500</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>29,500</td> <td>32,400</td> <td>7,500</td> <td>15,000</td> </tr> </table> <p>通常 :29,500円に車両重量が16トンを超える部            分2トンまでごとに4,700円を加算した額(その            額が48,300円を超えるときは48,300円)            重課 :32,400円に車両重量が16トンを超える部            分2トンまでごとに5,100円を加算した額(その            額が52,800円を超えるときは52,800円)            最大軽課:7,500円に車両重量が16トンを超            る部分 2トンまでごとに1,200円を加算した額            (その額が12,300円を超えるときは12,300円)            最小軽課:15,000円に車両重量が16トンを超            る部分 2トンまでごとに2,400円を加算した額            (その額が24,600円を超えるときは24,600円)</p> <p>2の(1)に掲げる額</p> <p>年額(円)</p> <table> <tr> <td>通 常 重 課</td> <td>最大軽課</td> <td>最小軽課</td> </tr> <tr> <td>4,500</td> <td>5,100</td> <td>1,500</td> <td>2,500</td> </tr> </table> <p>(2)</p> <p>ア 1の(2)に掲げる額            2の(2)に掲げる額            3の(2)のアに掲げる額</p> <p>イ 年額(円)</p> <table> <tr> <td>通 常 重 課</td> <td>最大軽課</td> <td>最小軽課</td> </tr> <tr> <td>10,200</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5,300</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	ア 通 常 重 課	最大軽課	最小軽課	6,500	7,400	2,000	3,500	12,000	13,800	3,000	6,000	通 常 重 課	最大軽課	最小軽課	6,500	7,100	2,000	3,500	9,000	9,900	2,500	4,500	12,000	13,200	3,000	6,000	15,000	16,500	4,000	7,500	18,500	20,300	5,000	9,500	22,000	24,200	5,500	11,000	25,500	28,000	6,500	13,000	29,500	32,400	7,500	15,000	通 常 重 課	最大軽課	最小軽課	4,500	5,100	1,500	2,500	通 常 重 課	最大軽課	最小軽課	10,200	-	-	-	5,300	-	-	-	5月1日 ～31日	
ア 通 常 重 課	最大軽課	最小軽課																																																																		
6,500	7,400	2,000	3,500																																																																	
12,000	13,800	3,000	6,000																																																																	
通 常 重 課	最大軽課	最小軽課																																																																		
6,500	7,100	2,000	3,500																																																																	
9,000	9,900	2,500	4,500																																																																	
12,000	13,200	3,000	6,000																																																																	
15,000	16,500	4,000	7,500																																																																	
18,500	20,300	5,000	9,500																																																																	
22,000	24,200	5,500	11,000																																																																	
25,500	28,000	6,500	13,000																																																																	
29,500	32,400	7,500	15,000																																																																	
通 常 重 課	最大軽課	最小軽課																																																																		
4,500	5,100	1,500	2,500																																																																	
通 常 重 課	最大軽課	最小軽課																																																																		
10,200	-	-	-																																																																	
5,300	-	-	-																																																																	

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車	ウ キャンピング車 総排気量が 1リットル以下 〃 1リットルを超えるもの 1. 5リットル以下 〃 1. 5リットルを超えるもの 2リットル以下 〃 2リットルを超えるもの 2. 5リットル以下 〃 2. 5リットルを超えるもの 3リットル以下 〃 3リットルを超えるもの 3. 5リットル以下 〃 3. 5リットルを超えるもの 4リットル以下 〃 4リットルを超えるもの 4. 5リットル以下 〃 4. 5リットルを超えるもの 5リットル以下 〃 5リットルを超えるもの 6リットル以下 〃 6リットルを超えるもの  エ その他 最大積載量の定め のないもの又は最 大積載量が1トン 以下のもの 車両重量が 2トン以下 〃 2トンを超えるもの 4トン以下 〃 4トンを超えるもの 6トン以下 〃 6トンを超えるもの 8トン以下 〃 8トンを超えるもの 10トン以下 〃 10トンを超えるもの 12トン以下 〃 12トンを超えるもの 14トン以下 〃 14トンを超えるもの 16トン以下 〃 16トンを超えるもの	ウ 年額(円) 通常 重課 最大軽課 最小軽課 20,000 - 5,000 10,000 24,400 - 6,500 12,500 28,800 - 7,500 14,500 34,800 - 9,000 17,500 40,000 - 10,000 20,000 45,600 - 11,500 23,000 52,400 - 13,500 26,500 60,400 - 15,500 30,500 69,600 - 17,500 35,000 88,000 - 22,000 44,000  エ 年額(円) 通常 重課 最大軽課 最小軽課 8,000 8,800 2,000 4,000 11,500 12,600 3,000 6,000 16,000 17,600 4,000 8,000 20,500 22,500 5,500 10,500 25,500 28,000 6,500 13,000 30,000 33,000 7,500 15,000 35,000 38,500 9,000 17,500 40,500 44,500 10,500 20,500  通常 : 40,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに6,300円を加算した額(その額が65,700円を超えるときは65,700円) 重課 : 44,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに6,900円を加算した額(その額が72,100円を超えるときは72,100円) 最大軽課: 10,500円に車両重量が16トンを超える部分 2トンまでごとに1,600円を加算した額(その額が16,900円を超えるときは16,900円) 最小軽課: 20,500円に車両重量が16トンを超える部分 2トンまでごとに3,200円を加算した額(その額が33,300円を超えるときは33,300円)	5月1日 ～31日	電気自動車等 通常 20,000円 最大軽課 5,000円 最小軽課 10,000円
税種別割	最大積載量が1トンを超えるもの 三輪の小型自動車に属するもの	2の(2)に掲げる額 年額(円) 通常 重課 最大軽課 最小軽課 6,000 6,900 1,500 3,000		

税目	課税標準	税率	納期	備考																																																																								
自動車税別割	<p>5 三輪の小型自動車            (1) 営業用</p> <p>小型自動車に属するもの            三輪の小型自動車に属するけん引車            三輪の小型自動車に属する被けん引車</p> <p>(2) 自家用</p> <p>小型自動車に属するもの            三輪の小型自動車に属するけん引車            三輪の小型自動車に属する被けん引車</p>	<p>5 (1) 年額(円)</p> <table> <thead> <tr> <th>通</th> <th>常</th> <th>重</th> <th>課</th> <th>最大</th> <th>軽</th> <th>課</th> <th>最小</th> <th>軽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,500</td> <td>5,100</td> <td></td> <td></td> <td>1,500</td> <td></td> <td>2,500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,900</td> <td>4,400</td> <td></td> <td></td> <td>1,000</td> <td></td> <td>2,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,900</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 年額(円)</p> <table> <thead> <tr> <th>通</th> <th>常</th> <th>重</th> <th>課</th> <th>最大</th> <th>軽</th> <th>課</th> <th>最小</th> <th>軽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,000</td> <td>6,900</td> <td></td> <td></td> <td>1,500</td> <td></td> <td>3,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,300</td> <td>6,000</td> <td></td> <td></td> <td>1,500</td> <td></td> <td>3,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,300</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	通	常	重	課	最大	軽	課	最小	軽	4,500	5,100			1,500		2,500			3,900	4,400			1,000		2,000			3,900	-			-		-			通	常	重	課	最大	軽	課	最小	軽	6,000	6,900			1,500		3,000			5,300	6,000			1,500		3,000			5,300	-			-		-			5月1日 ～31日	
通	常	重	課	最大	軽	課	最小	軽																																																																				
4,500	5,100			1,500		2,500																																																																						
3,900	4,400			1,000		2,000																																																																						
3,900	-			-		-																																																																						
通	常	重	課	最大	軽	課	最小	軽																																																																				
6,000	6,900			1,500		3,000																																																																						
5,300	6,000			1,500		3,000																																																																						
5,300	-			-		-																																																																						

税目	課税標準	税率	納期	備考
	6 令和元年9月30日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等	6	5月1日 ～31日	
自動車	(1) 乗用車 総排気量が 1リットル以下 " 1リットルを超える 1. 5リットル以下 " 1. 5リットルを超える 2リットル以下 " 2リットルを超える 2. 5リットル以下 " 2. 5リットルを超える 3リットル以下 " 3リットルを超える 3. 5リットル以下 " 3. 5リットルを超える 4リットル以下 " 4リットルを超える 4. 5リットル以下 " 4. 5リットルを超える 6リットル以下 " 6リットルを超えるもの	(1) 年額(円) 通常 重課 最大軽課 最小軽課 29,500 33,900 7,500 15,000 34,500 39,600 9,000 17,500 39,500 45,400 10,000 20,000 45,000 51,700 11,500 22,500 51,000 58,600 13,000 25,500 58,000 66,700 14,500 29,000 66,500 76,400 17,000 33,500 76,500 87,900 19,500 38,500 88,000 101,200 22,000 44,000 111,000 127,600 28,000 55,500	電気自動車等 通常 29,500円 最大軽課 7,500円 最小軽課 15,000円	
税種別割	(2) 教習車 乗用車に類するもの (3) キャンピング車 総排気量が 1リットル以下 " 1リットルを超える 1. 5リットル以下 " 1. 5リットルを超える 2リットル以下 " 2リットルを超える 2. 5リットル以下 " 2. 5リットルを超える 3リットル以下 " 3リットルを超える 3. 5リットル以下 " 3. 5リットルを超える 4リットル以下 " 4リットルを超える 4. 5リットル以下 " 4. 5リットルを超える 6リットル以下 " 6リットルを超えるもの	(2) (1)に掲げる額 (3) 年額(円) 通常 重課 最大軽課 最小軽課 23,600 27,100 6,000 12,000 27,600 31,700 7,000 14,000 31,600 36,300 8,000 16,000 36,000 41,400 9,000 18,000 40,800 46,900 10,500 20,500 46,400 53,300 12,000 23,500 53,200 61,100 13,500 27,000 61,200 70,300 15,500 31,000 70,400 80,900 18,000 35,500 88,800 102,100 22,500 44,500	電気自動車等 通常 23,600円 最大軽課 6,000円 最小軽課 12,000円	
		※重課及び軽課については、グリーン化税制が適用された場合の税率である。		

税目	課税標準	税率	納期	備考
自動車税 環境性能割	自動車の取得価格  ※バス事業者やタクシー事業者が導入するバリアフリー車両 (取得価格-1,000万円 (又は650万円・200万円 100万円))  ※先進安全自動車 (取得価格-525万円 又は350万円、170万円)	自動車の環境性能に応じた税率 (非課税・0.5%・1%・2%・3%)  ※令和元年10月1日から令和3年12月31日までに取得した自家用乗用車を取得した場合は、税率を1%軽減する。	1 新規登録を受ける自動車にあっては、その新規登録のとき  2 移転登録を受けるべき自動車にあっては、その移転登録を受けるべき事由があつた日から15日以内(その日前に移転登録を受けたときはその登録のとき)  3 その他の自動車の取得にあっては、その取得の日から15日以内	自動車の取得価格が50万円以下の場合は課税されない。
軽油引取税	特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものの数量	1キロリットルにつき 32,100 円	毎月分を翌月末日まで	税率の特例(当分の間)
鉱区税	鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積	1 砂鉱を目的としない 鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごと に年額 200 円 採掘鉱区 面積100アールごと に年額 400 円  2 砂鉱を目的とする 鉱業権の鉱区 河床 延長1,000メートルごと に年額 600 円 河床でないもの 面積100アールごと に年額 200 円	5月20日～31日	石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは左記の2/3の税率

税目	課税標準	税率	納期	備考
狩猟税		1 第一種銃猟免許を受ける者で、2以外の者 16,500 円 2 第一種銃猟免許を受ける者で、県民税の所得割を納めなくてよい者のうち控除対象配偶者又は扶養親族(農業等に従事している者を除く。)以外の者 11,000 円 3 網猟又はわな猟免許を受ける者で、4以外の者 8,200 円 4 網猟又はわな猟免許を受ける者で、県民税の所得割を納めなくてよい者のうち控除対象配偶者又は扶養親族(農業等に従事している者を除く。)以外の者 5,500 円 5 第二種銃猟免許を受ける者 5,500 円 6 過去1年以内に許可を受け許可捕獲等を行った者が狩猟者の登録を受けるとき。 1から5までのいずれかの税額の2分の1の額 7 過去1年以内に従事者として許可捕獲等を行った者が狩猟者の登録を受けるとき。 1から5までのいずれかの税額の2分の1の額 8 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録を受ける者 非課税 9 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録を受ける者 非課税	狩猟者の登録を受けるとき	
産業分廃棄物税	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量	1トンにつき 1,000 円	4月末・7月末・10月末・1月末	
県が課する固定資産税	大規模償却資産の価格のうち、その大規模償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	1.4 %	第1期 4月20日～30日 第2期 7月20日～31日 第3期 12月16日～25日 第4期 2月20日～末日	

<b>延滞金 ・ 加算金</b>	<p><b>1 延滞金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</li> <li>納期限の翌日から1月を経過した日から納付日までの期間</li> </ul> <p><b>【平成12年1月1日から平成25年12月31日までの特例基準割合】</b> 上記の期間が、延滞金の計算期間となる場合は、年7.3%部分に限り、各年毎に次の計算式で算出した率が7.3%に満たない場合には、その年中適用する。 [計算式] 前年11月30日現在の商業手形の基準割引率(従来の「公定歩合」) + 4.0% (小数点以下1位未満切り捨て)</p> <p><b>【平成26年1月1日以降の特例基準割合】</b> 年7.3%の部分に加え、年14.6%の部分にも特例が創設された。次の計算式で算出した率が7.3%または14.6%に満たない場合には、その年中適用する。 [計算式] <ul style="list-style-type: none"> <li>7.3%部分 国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年特例基準割合(10月～前年9月における平均による割合+1%) + 1%</li> <li>14.6%部分 国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年特例基準割合(10月～前年9月における平均による割合+1%) + 7.3%</li> </ul> </p> <p><b>2 過少申告加算金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期限内に申告しているが、申告額が実際の額より少額であるために後日増額の修正申告をした場合、または増額の更正を受けた場合</li> <li>なお、増差税額が期限内申告額(申告額が50万円に満たないときは、50万円)を超える場合</li> </ul> <p><b>3 不申告加算金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期限内に申告しなかったため、決定を受けたとき</li> <li>期限後に申告して更正を受けたとき</li> <li>県の調査による決定を予知しないで、期限後に申告したとき</li> </ul> <p><b>4 重加算金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期限内に申告している場合</li> <li>期限後に申告したり、申告しなかった場合</li> </ul>	<p>納める税額の7.3% 14.6%</p> <p><b>特例基準割合及び適用期間</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用期間</th> <th style="text-align: center;">7.3%部分に 対応する特 例基準割合</th> <th style="text-align: center;">14.6%部分に 対応する特 例基準割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成12年1月1日～平成13年12月31日</td><td style="text-align: center;">4.5%</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>平成14年1月1日～平成18年12月31日</td><td style="text-align: center;">4.1%</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>平成19年1月1日～平成19年12月31日</td><td style="text-align: center;">4.4%</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>平成20年1月1日～平成20年12月31日</td><td style="text-align: center;">4.7%</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>平成21年1月1日～平成21年12月31日</td><td style="text-align: center;">4.5%</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>平成22年1月1日～平成25年12月31日</td><td style="text-align: center;">4.3%</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>平成26年1月1日～平成26年12月31日</td><td style="text-align: center;">2.9%</td><td style="text-align: center;">9.2%</td></tr> <tr><td>平成27年1月1日～平成27年12月31日</td><td style="text-align: center;">2.8%</td><td style="text-align: center;">9.1%</td></tr> <tr><td>平成28年1月1日～平成28年12月31日</td><td style="text-align: center;">2.8%</td><td style="text-align: center;">9.1%</td></tr> <tr><td>平成29年1月1日～平成29年12月31日</td><td style="text-align: center;">2.7%</td><td style="text-align: center;">9.0%</td></tr> <tr><td>平成30年1月1日～平成30年12月31日</td><td style="text-align: center;">2.6%</td><td style="text-align: center;">8.9%</td></tr> <tr><td>平成31年1月1日～令和元年12月31日</td><td style="text-align: center;">2.6%</td><td style="text-align: center;">8.9%</td></tr> <tr><td>令和元年1月1日～令和2年12月31日</td><td style="text-align: center;">2.6%</td><td style="text-align: center;">8.9%</td></tr> <tr><td>令和2年1月1日～令和3年12月31日</td><td style="text-align: center;">2.5%</td><td style="text-align: center;">8.8%</td></tr> </tbody> </table>	適用期間	7.3%部分に 対応する特 例基準割合	14.6%部分に 対応する特 例基準割合	平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	—	平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	—	平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	—	平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	—	平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	—	平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	—	平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%	平成27年1月1日～平成27年12月31日	2.8%	9.1%	平成28年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%	平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%	平成30年1月1日～平成30年12月31日	2.6%	8.9%	平成31年1月1日～令和元年12月31日	2.6%	8.9%	令和元年1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%	令和2年1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%
適用期間	7.3%部分に 対応する特 例基準割合	14.6%部分に 対応する特 例基準割合																																													
平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	—																																													
平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	—																																													
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	—																																													
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	—																																													
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	—																																													
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	—																																													
平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%																																													
平成27年1月1日～平成27年12月31日	2.8%	9.1%																																													
平成28年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%																																													
平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%																																													
平成30年1月1日～平成30年12月31日	2.6%	8.9%																																													
平成31年1月1日～令和元年12月31日	2.6%	8.9%																																													
令和元年1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%																																													
令和2年1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%																																													
	増差税額の10%																																														
	申告額(または50万円)を 超える額の15%																																														
	納める税額の15% 15% 5%																																														
	増差税額の35% 40%  過去5年以内に不申告加算金又は重加算金を賦課された者が、再び不申告又は仮装・隠蔽を繰り返した場合、その割合に10%の加重を行う。																																														